老齢基礎年金

# 業務支援ツールの使い方

# 老齢基礎年金

老齢基礎年金
お手続きガイド

手続きに必要な要件などのご確認
老齢基礎年金の受取り手続きにあたって必要な加入期間や保険料の受取り状況を確認いただきます。

年金の受取り内容のご確認
老齢基礎年金の年金額や受取りの手段の変更方法、年金額の裁定のための方法をご確認いただきます。

- いつから？
- 年金額はいくら？
- 年金額を増やすには？

請求書類のご準備
請求書の記載の方法や提示の際の必要書類をご準備いただくとともに、本日お持ち下ればご提示ください。ご準備いただきます。

必要書類リスト

請求書類のご提出と重要事項のご確認
請求書類のご提出と請求書提出にあたっての重要事項についてご確認いただきます。

説明事項のご確認

No.

【国民年金】老齢基礎年金 相談シート

相談日　年　月　日

1．訪問者情報

| | | | |
|---|---|---|---|
| フリガナ<br>お名前 | | 生年月日 | 年　月　日 |
| ご住所 | 〒 | 電話番号 | |
| 請求者との関係 | | 本人確認 | |

2．請求者情報

| | | | |
|---|---|---|---|
| 基礎年金番号 | － | 配偶者 | あり ・ なし |
| フリガナ<br>お名前 | | 生年月日 | 年　月　日 |
| ご住所 | 〒 | 電話番号 | |

3．配偶者情報

| | | | |
|---|---|---|---|
| 基礎年金番号 | － | | |
| フリガナ<br>お名前 | | 生年月日 | 年　月　日 |
| ご住所 | 〒 | 電話番号 | |

裏面に続く

20150401：AS-02-1

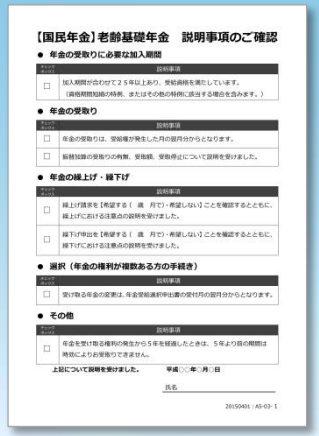

【国民年金】老齢基礎年金　説明事項のご確認

● 年金の受取りに必要な加入期間

| チェック欄 | 説明事項 |
|---|---|
| □ | 加入期間が合わせて２５年以上あり、受給資格を満たしています。<br>（資格期間短縮の特例、またはその他の特例に該当する場合を含みます。） |

● 年金の受取り

| チェック欄 | 説明事項 |
|---|---|
| □ | 年金の受取りは、受給権が発生した月の翌月分からとなります。 |
| □ | 振替加算の受取りの有無、受取額、受取停止について説明を受けました。 |

● 年金の繰上げ・繰下げ

| チェック欄 | 説明事項 |
|---|---|
| □ | 繰上げ請求を【希望する（　歳　月で）・希望しない】ことを確認するとともに、繰上げにおける注意点の説明を受けました。 |
| □ | 繰下げ申出を【希望する（　歳　月で）・希望しない】ことを確認するとともに、繰下げにおける注意点の説明を受けました。 |

● 選択（年金の権利が複数ある方の手続き）

| チェック欄 | 説明事項 |
|---|---|
| □ | 受け取る年金の変更は、年金受給選択申出書の受付月の翌月分からとなります。 |

● その他

| チェック欄 | 説明事項 |
|---|---|
| □ | 年金を受け取る権利の発生から５年を経過したときは、５年より前の期間は時効によりお受取りできません。 |

上記について説明を受けました。　平成○○年△月□日

氏名

20150401：AS-03-1

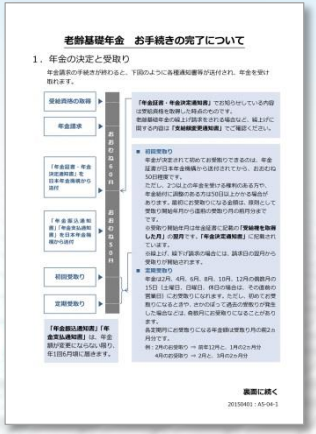

老齢基礎年金　お手続きの完了について

1．年金の決定と受取り

年金請求の手続きが終わると、下図のように各種通知書等が送付され、年金を受け取れます。

受給資格の取得 → 年金請求 → 「年金証書・年金決定通知書」 → 初回受取り → 定期受取り

「年金証書・年金決定通知書」で お知らせ

「年金証書・年金決定通知書」とは 日本年金機構から送付

「年金振込通知書」「年金払通知書」を日本年金機構から送付

■ 初回受取り
年金が決定されて初めてお受取りできるのは、年金証書が日本年金機構から送付されてから、おおむね50日程度です。
ただし、2つ以上の年金を受ける権利のある方や、年金給付に調整のある方は50日以上かかる場合があります。最初にお受取りになる金額は、原則として受取り開始年月から遡れる受取り月の前月分までです。
お受取り開始年月は年金証書に記載の「**受給権を取得した月**」の**翌月**です。「**年金決定通知書**」に記載されています。
※繰上げ、繰下げ請求の場合には、請求日の翌月から受取りが開始されます。

■ 定期受取り
年金は2月、4月、6月、8月、10月、12月の偶数月の15日（土曜日、日曜日、祝日の場合は、その直後の営業日）にお受取りになれます。ただし、初めてお受取りになるときや、さかのぼって過去の受取りが発生した場合などは、奇数月にお受取りになることがあります。
各定期月にお受取りになる年金額は受取り月の前2ヵ月分です。
例：2月のお受取り → 前年12月に、1月の2ヵ月分
4月のお受取り → 2月と、3月の2ヵ月分

「年金振込通知書」「年金支払通知書」は、年金額が変更にならない限り、年1回6月頃に届きます。

裏面に続く

20150401：AS-04-1

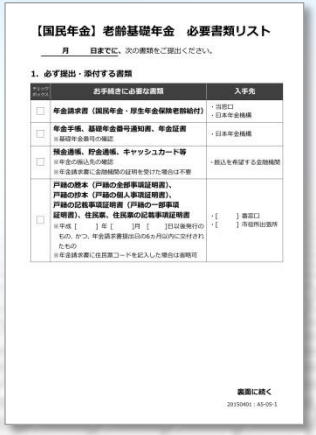

【国民年金】老齢基礎年金　必要書類リスト

月　日までに、次の書類をご提出ください。

1．必ず提出・添付する書類

| チェック欄 | お手続きに必要な書類 | 入手先 |
|---|---|---|
| □ | **年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付）** | ・当窓口<br>・日本年金機構 |
| □ | **年金手帳、基礎年金番号通知書、年金証書**<br>※基礎年金番号の確認 | ・日本年金機構 |
| □ | **預金通帳、貯金通帳、キャッシュカード等**<br>※年金の振込先の確認<br>※年金請求書に金融機関の証明を受けた場合は不要 | ・振込を希望する金融機関 |
| □ | **戸籍の謄本（戸籍の全部事項証明書）、戸籍の抄本（戸籍の個人事項証明書）、戸籍の記載事項証明書（戸籍の一部事項証明書）、住民票、住民票の記載事項証明書**<br>※平成［　］年［　］月［　］日以後発行のもの、かつ、年金請求書提出日のおよそ1ヵ月以内に交付されたもの<br>※年金請求書に住民票コードを記入した場合は省略可 | ・［　］書店<br>・［　］市役所出張所 |

裏面に続く

20150401：AS-05-1

ハンドブック｜老齢基礎年金

ナビゲーター
永年美結

# 老齢基礎年金

お手続きガイド（表紙）

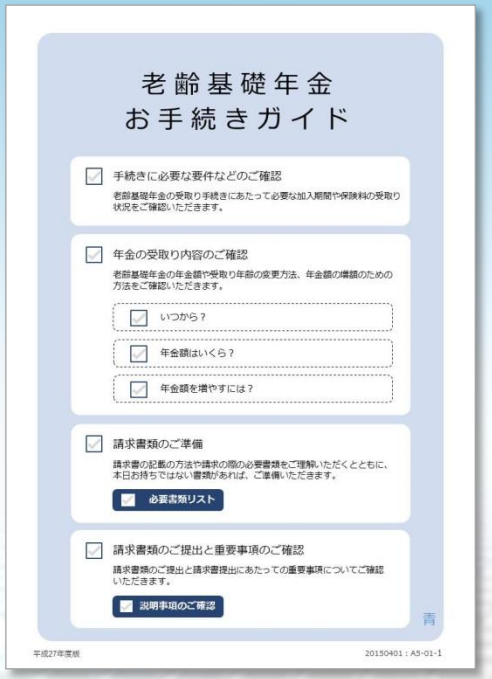


お手続きカード（表紙）

個別のカード

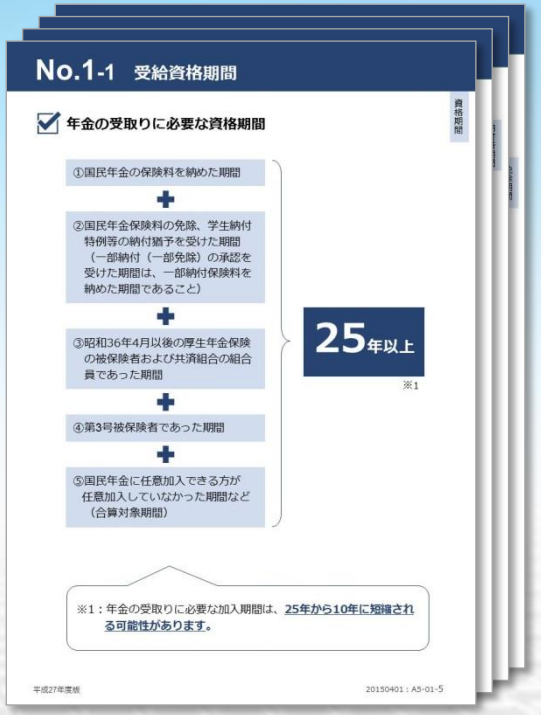


お手続きガイド

# 老齢基礎年金

## 相談シート

No.

### 【国民年金】老齢基礎年金 相談シート

| 相談日 | 年 | 月 | 日 |
|---|---|---|---|

**1．訪問者情報**

| | | | |
|---|---|---|---|
| フリガナ<br>お名前 | | 生年月日 | 年　月　日 |
| ご住所 | 〒 | 電話番号 | |
| 請求者<br>との関係 | | 本人確認 | |

**2．請求者情報**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 基礎年金<br>番号 | －－－－－－－－－－ | 配偶者 | あり ・ なし |
| フリガナ<br>お名前 | | 生年月日 | 年　月　日 |
| ご住所 | 〒 | 電話番号 | |

**3．配偶者情報**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 基礎年金<br>番号 | －－－－－－－－－－ | | |
| フリガナ<br>お名前 | | 生年月日 | 年　月　日 |
| ご住所 | 〒 | 電話番号 | |

裏面に続く



**4．相談内容**

# 老齢基礎年金

## 説明事項のご確認

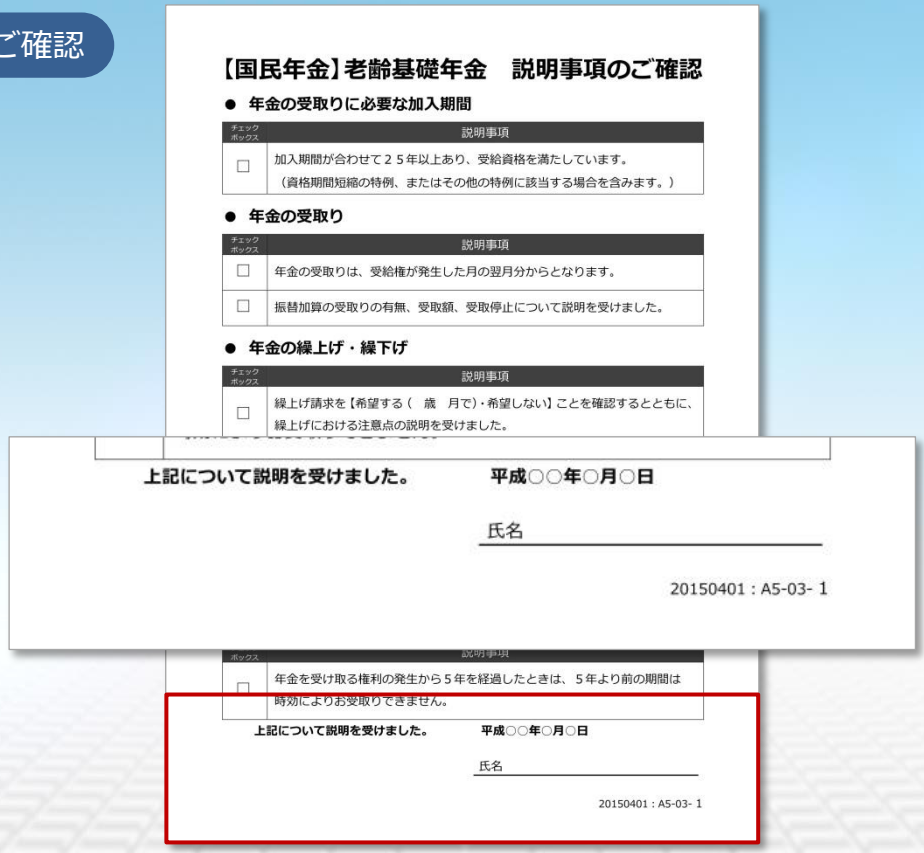

【国民年金】老齢基礎年金　説明事項のご確認

● 年金の受取りに必要な加入期間

| チェックボックス | 説明事項 |
|---|---|
| □ | 加入期間が合わせて２５年以上あり、受給資格を満たしています。<br>（資格期間短縮の特例、またはその他の特例に該当する場合を含みます。） |

● 年金の受取り

| チェックボックス | 説明事項 |
|---|---|
| □ | 年金の受取りは、受給権が発生した月の翌月分からとなります。 |
| □ | 振替加算の受取りの有無、受取額、受取停止について説明を受けました。 |

● 年金の繰上げ・繰下げ

| チェックボックス | 説明事項 |
|---|---|
| □ | 繰上げ請求を【希望する（　歳　月で）・希望しない】ことを確認するとともに、繰上げにおける注意点の説明を受けました。 |

上記について説明を受けました。　平成○○年○月○日

氏名

20150401：A5-03- 1

| チェックボックス | 説明事項 |
|---|---|
| □ | 年金を受け取る権利の発生から５年を経過したときは、５年より前の期間は時効によりお受取りできません。 |

上記について説明を受けました。　平成○○年○月○日

氏名

20150401：A5-03- 1

# 老齢基礎年金

## お手続きの完了について

### 老齢基礎年金　お手続きの完了について

#### 1．年金の決定と受取り

年金請求の手続きが終わると、下図のように各種通知書等が送付され、年金を受け取れます。

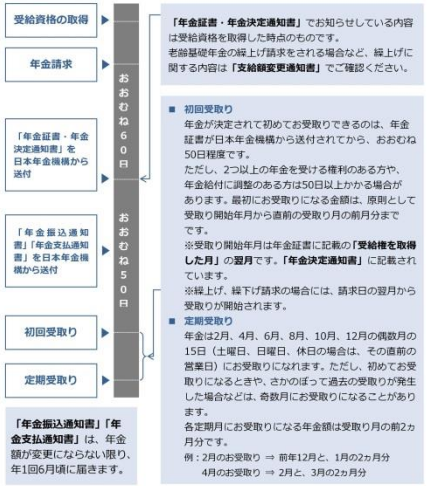


**「年金証書・年金決定通知書」**でお知らせしている内容は受給資格を取得した時点のものです。
老齢基礎年金の繰上げ請求をされる場合など、繰上げに関する内容は**「支給額変更通知書」**でご確認ください。

■ 初回受取り
年金が決定されて初めてお受取りできるのは、年金証書が日本年金機構から送付されてから、おおむね50日程度です。
ただし、2つ以上の年金を受ける権利のある方や、年金給付に調整のある方は50日以上かかる場合があります。最初にお受取りになる金額は、原則として受取り開始年月から直前の受取り月の前月分までです。
※受取り開始年月は年金証書に記載の**「受給権を取得した月」**の**翌月**です。**「年金決定通知書」**に記載されています。
※繰上げ、繰下げ請求の場合には、請求日の翌月から受取りが開始されます。

■ 定期受取り
年金は2月、4月、6月、8月、10月、12月の偶数月の15日（土曜日、日曜日、休日の場合は、その直前の営業日）にお受取りになれます。ただし、初めてお受取りになるときや、さかのぼって過去の受取りが発生した場合などは、奇数月にお受取りになることがあります。
各定期月にお受取りになる年金額は受取り月の前2ヵ月分です。
例：2月のお受取り ⇒ 前年12月と、1月の2ヵ月分
　　4月のお受取り ⇒ 2月と、3月の2ヵ月分

**「年金振込通知書」「年金支払通知書」**は、年金額が変更にならない限り、年1回6月頃に届きます。

**裏面に続く**



#### 2．おわりに

公的年金制度は、長期にわたるため、お手続き後の生活状況の変化などにより各種のお手続きが必要となる場合があります。

次のような事例に該当したときには、市区町村窓口、または年金事務所までご連絡ください。

| こんなとき | どこに問い合わせるか？ |
|---|---|
| 氏名を変更したとき | 市区町村役場 |
| 住所や振込口座を変更したとき | |
| 年金証書をなくしたとき | |
| 支払通知書をなくした、または支払通知書が届かないとき | |
| 受給者ご本人が死亡したとき | |

- 原則としてご本人からのご連絡が必要です。
- お手元に年金手帳など基礎年金番号がわかるものをご用意のうえ、お問い合わせください。
- お手続きに際しましては、ご本人であることを確認できる書類などの提出、届出印のご準備をお願いすることがあります。また、お手続きの内容によっては、住民票・印鑑登録証明書・戸籍謄（抄）本などの公的書類をご提出いただく場合もあります。
- 後日、日本年金機構より年金証書、年金決定通知書、パンフレット「年金を受給される皆様へ」をお送りします。気になる点がございましたら、パンフレットをご参照ください。

**ねんきんダイヤル**
０５７０－０５－１１６５（ナビダイヤル）
０５０で始まる電話でおかけになる場合は
０３－６７００－１１６５（一般電話）

受付時間：月曜日　　午前8:30～午後7:00
　　火～金曜日　午前8:30～午後5:15
　　第２土曜日　午前9:30～午後4:00

※月曜日が祝日の場合は、翌日以後の開所日初日に午後7:00まで相談をお受けします。

※祝日（第２土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

**問合せ先**
○○年金事務所
所在地　○○市・・・
電話番号　○○○－○○○－○○○○

○○市○○部国保年金課　担当　年金係
所在地　○○県○○市・・・
電話番号　○○○－○○○－○○○○
FAX番号　○○○－○○○－○○○○

日本年金機構ホームページ
http://www.nenkin.go.jp/

# 老齢基礎年金

## 必要書類リスト

### 【国民年金】老齢基礎年金　必要書類リスト

＿＿月＿＿日までに、次の書類をご提出ください。

**1．必ず提出・添付する書類**

| チェックボックス | お手続きに必要な書類 | 入手先 |
|---|---|---|
| □ | **年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付）** | ・当窓口<br>・日本年金機構 |
| □ | **年金手帳、基礎年金番号通知書、年金証書**<br>※基礎年金番号の確認 | ・日本年金機構 |
| □ | **預金通帳、貯金通帳、キャッシュカード等**<br>※年金の振込先の確認<br>※年金請求書に金融機関の証明を受けた場合は不要 | ・振込を希望する金融機関 |
| □ | **戸籍の謄本（戸籍の全部事項証明書）、戸籍の抄本（戸籍の個人事項証明書）、戸籍の記載事項証明書（戸籍の一部事項証明書）、住民票、住民票の記載事項証明書**<br>※平成［　　］年［　　］月［　　］日以後発行のもの、かつ、年金請求書提出日の6ヵ月以内に交付されたもの<br>※年金請求書に住民票コードを記入した場合は省略可 | ・［　　］番窓口<br>・［　　］市役所出張所 |

裏面に続く

20150401：A5-05-1

### 【国民年金】老齢基礎年金　必要書類リスト

**2．その他**

| チェックボックス | お手続きに必要な書類 | 入手先 |
|---|---|---|
| □ | **委任状**<br>※請求者本人が署名押印したもの | ・当窓口<br>・日本年金機構HP |
| □ | **窓口にお越しになる方の身分を確認できるもの**<br>（運転免許証、パスポート等） | ― |
| □ | **印鑑**（認め印でも可、スタンプ印は不可）<br>※請求者本人が自署の場合は不要 | ― |
| □ | **老齢基礎年金支給繰上げ請求書、老齢基礎年金支給繰下げ申出書** | ・当窓口<br>・年金事務所 |
| □ | **年金受給選択申出書**<br>※他の年金を受け取っている場合 | ・当窓口<br>・年金事務所 |
| □ | **年金裁定請求の遅延に関する申立書**<br>※受給権発生日の翌日から5年経過した場合に提出 | ・当窓口<br>・年金事務所 |
| □ | **合算対象期間が確認できる書類** | |
| □ | **年金証書**<br>※他の公的年金から年金を受けているときはご持参ください | ― |
| □ | | |

**問合せ先**

○○年金事務所
所在地　○○市・・・
電話番号　○○○－○○○－○○○○

○○市○○部国保年金課　担当　年金係
所在地　○○県○○市・・・
電話番号　○○○―○○○―○○○○
FAX番号　○○○－○○○－○○○○

20150401：A5-05-2

# 老齢基礎年金

## お手続きガイド （表紙）

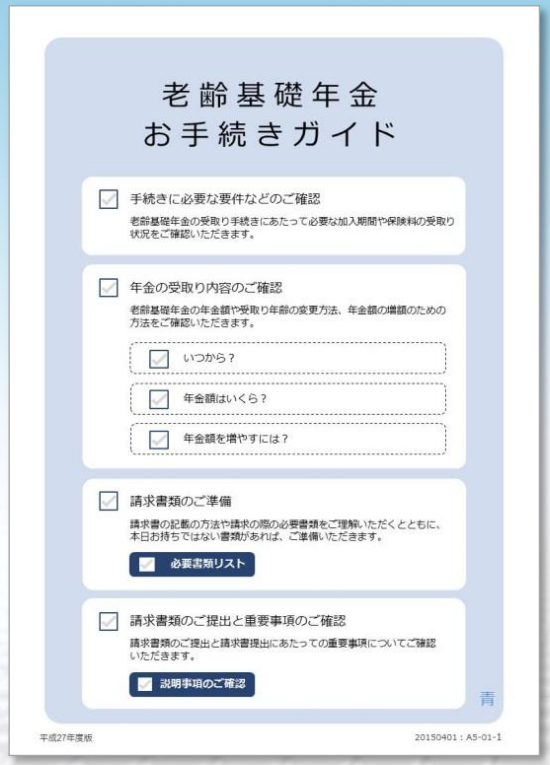


## お手続きカード（表紙）

# 老齢基礎年金　Guide　～お手続きガイド解説～

## No.1-1　受給資格期間

資格期間

**年金の受取りに必要な資格期間**

①国民年金の保険料を納めた期間

＋

②国民年金保険料の免除、学生納付特例等の納付猶予を受けた期間（一部納付（一部免除）の承認を受けた期間は、一部納付保険料を納めた期間であること）

＋

③昭和36年4月以後の厚生年金保険の被保険者および共済組合の組合員であった期間

＋

④第3号被保険者であった期間

＋

**25年以上** ※1

※1：年金の受取りに必要な加入期間は、25年から10年に短縮される可能性があります。

平成27年度版　20150401：A5-01-5

## No.1-2　受給資格期間

**受給資格チェックフローチャート**

資格期間は25年以上ありますか？ → はい → 老齢基礎年金を受け取るのに必要な資格期間を満たしています。

いいえ

**特例1**
右の生年月日に応じて、資格期間は21年～24年以上ありますか？ → はい
・昭和2年4月1日以前・・・・・・・・・21年
・昭和2年4月2日～昭和3年4月1日・・・22年
・昭和3年4月2日～昭和4年4月1日・・・23年
・昭和4年4月2日～昭和5年4月1日・・・24年

いいえ

**特例2**
右の生年月日に応じて、厚生年金保険または共済組合の加入期間が20年～24年以上ありますか？ → はい
・昭和27年4月1日以前・・・・・・・・20年
・昭和27年4月2日～昭和28年4月1日・・21年
・昭和28年4月2日～昭和29年4月1日・・22年
・昭和29年4月2日～昭和30年4月1日・・23年
・昭和30年4月2日～昭和31年4月1日・・24年

いいえ

**特例3**
右の生年月日に応じて、40歳（女性・坑内員・船員は35歳）以後の厚生年金保険の被保険者期間が15年～19年以上ありますか？ → はい
・昭和22年4月1日以前・・・・・・・・15年
・昭和22年4月2日～昭和23年4月1日・・16年
・昭和23年4月2日～昭和24年4月1日・・17年
・昭和24年4月2日～昭和25年4月1日・・18年
・昭和25年4月2日～昭和26年4月1日・・19年

いいえ

12年以上加入した。
上）を満たして → はい

被保険者期間がありますか？ → はい

老齢厚生年金が受け取れます。

# No.2-1　保険料納付済期間

国民年金（第1号被保険者）の場合、保険料納付済期間と保険料免除期間、および合算対象期間の合計が25年以上であること。

**25年以上**

納付済期間

| 保険料納付済期間 | 保険料免除期間 | 合算対象期間 |
|---|---|---|

## ☑ 保険料納付済期間

**保険料納付済期間とは、保険料を納めた期間をいいます。**

**保険料納付済期間とは？**

- 第1号被保険者および昭和61年3月以前の国民年金の被保険者期間のうち保険料を納めた期間
- 国民年金に任意加入して保険料を納めた期間
- 保険料免除期間について保険料を追納した期間
- 保険料未納期間について保険料を後納した期間
- 時効消滅不整合期間について保険料を特例追納した期間

- 第2号被保険者期間のうち20歳以上60歳未満の期間
- 昭和36年4月から昭和61年3月までの厚生年金保険または船員保険の被保険者期間、共済組合等の加入期間のうち20歳以上60歳未満の期間

- 第3号被保険者期間
  ※ 3号該当届が2年以上遅れた場合は、3号特例届を行った日以後保険料納付済期間として認められた期間

# 老齢基礎年金

## Guide　～お手続きガイド解説～

### No.3-1　保険料免除期間

国民年金（第1号被保険者）の場合、保険料納付済期間と保険料免除期間、および合算対象期間の合計が25年以上であること。

**25年以上**

| 保険料納付済期間 | 保険料免除期間 | 合算対象期間 |
|---|---|---|

免除期間

**保険料免除期間**

**保険料免除期間とは、保険料の納付義務が免除または猶予された期間をいいます。**

**1．保険料免除期間**

**①法定免除**

法律に定められている要件に該当する方が対象となります。

加免-No.18

**②申請免除**

本人・世帯主・配偶者のそれぞれの前年所得が一定額以下の場合や失業した場合など、国民年金保険料を納めることが経済的に困難な方が対象となります。

加免-No.16

**2．納付猶予期間**

**①学生納付特例**

本人の前年所得が一定額以下の学生が対象となります。家族の所得は考慮されません。

加免-No.17

**②若年者納付猶予**

20歳以上30歳未満の方（学生を除きます）で、本人・配偶者のそれぞれの前年所得が一定額以下の方が対象となります。世帯主の所得は考慮されません。

加免-No.16

## No.4-1　合算対象期間

国民年金（第1号被保険者）の場合、保険料納付済期間と保険料免除期間、および合算対象期間の合計が25年以上であること。

**25年以上**

保険料納付済期間 | 保険料免除期間 | 合算対象期間

### 資格期間が足りない場合について

「保険料納付済期間」と「保険料免除期間」に「**合算対象期間**」を加えた期間が**25年以上**あれば老齢基礎年金の受給要件を満たすことになります。

なお、**平成26年4月1日**から、**国民年金の任意加入被保険者期間**のうち**過去の保険料未納期間**についても合算対象期間に算入できる場合があります。

※ 合算対象期間は、年金の受給資格期間としてみなすことができますが、**年金額には反映されません。**

65歳に達した日（65歳誕生日の前日）の前日において、配偶者の老齢厚生年金などの加給年金額対象者であった人で、かつ、合算対象期間が25年以上ある場合には、老齢基礎年金の受給要件を満たすことになります。この場合、振替加算のみの老齢基礎年金が受給できます。

合算期間



## No.4-2　合算対象期間

### 合算対象期間一覧表

：合算対象期間

| | | 昭和36.4 | 昭和37.12 | 昭和55.1 | 昭和57.1 | 昭和61.4 | 平成3.4 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 被用者年金制度加入者 | | ※1 | | | | |
| | 〃（20歳未満または60歳以上） | | | | | | |
| | 〃その配偶者 | | | | | | |
| 2 | 被用者年金老齢年金（満了）受給権者 | | | | | | |
| | 〃その配偶者 | | | | | | |
| 3 | 被用者年金受給資格満了者 | | | | | | |
| | 〃その配偶者 | | | | | | |
| 4 | 被用者年金障害年金受給権者 | | | | | | |
| | 〃その配偶者 | | | | | | |
| 5 | 被用者年金遺族年金受給権者 | | | | | | |
| 6 | 国会議員 | | | | | | |
| | 〃その配偶者 | | | | | | |
| 7 | 地方議会議員 | | | | | | |
| | 〃その配偶者 | | | | | | |
| 8 | 学生（高校・大学等） | | | | | | |
| | 学生（専修学校・各種学校等） | | | | | | |
| 9 | 昭和36年4月以後の国籍等取得者在日期間 ※4 | | | | | | |
| 10 | 国籍等取得海外居住期間 ※5 | | | | | | |
| 11 | 在外邦人 | | | | | | |
| 12 | 脱退手当金支給期間（20歳未満含む） | | | | | ※2 | |
| 13 | 退職一時金支給期間（原資非凍結） | | | | ※3 | | |
| 14 | 任意脱退期間 | | | | | | |
| 15 | 通算対象期間 | | | | | ※1 | |
| 16 | 退職・減額退職年金支給期間（昭和6年4月2日以後生まれに限る） | | | | | | |
| 17 | 任意加入未納期間 ※6 | | | | | | |



## No.4-3　合算対象期間

※1 ①厚生年金・船員保険は昭和36年4月以後公的年金の加入期間があり、通算1年以上であること。
②昭和36年4月1日より前の共済組合員の期間は昭和36年4月1日まで引き続いた期間であり、1年以上であること。

※2 昭和61年3月31日までに受け取った場合で、かつ、昭和61年4月1日から65歳に達した日の前日までの間に保険料納付済期間または保険料免除期間を有することになった場合に限る。

※3 昭和36年4月1日から昭和54年12月31日までに退職一時金（原資非凍結）の支給期間であること（昭和55年1月1日以後の脱退一時金に含まれない）。

※4 昭和36年4月1日以後、20歳に達した日の翌日から65歳に達した日の前日までの間に日本国籍を取得した方、または永住許可を受けた方などが日本国内に住所を有していた期間のうち、適用除外とされていた昭和36年4月1日から昭和56年12月31日までの20歳以上60歳未満の期間。

※5 中高齢となってから日本国内に住所を有することになった外国人または外国人であった方で、日本国内に住所を有していなかった期間のうち、昭和36年4月1日以後、日本国籍を取得した日等の前日までの20歳以上60歳未満の期間。

※6 平成26年4月1日以後、合算対象期間に参入する。

20歳に達した日 = 20歳誕生日の前日

65歳に達した日 = 65歳誕生日の前日

# 老齢基礎年金　Guide　～お手続きガイド解説～

No.10-1 任意加入

年金額を増やすには

65歳に達した日（65歳誕生日の前日）の属する月の翌月までの間、厚生年金・共済組合に加入しておらず、国民年金の納付を行っていないときは、60歳以後（申出された月以後）で任意加入することにより、保険料を納めることができます。ただし、申出された月より前にさかのぼって加入することはできません。

| 年金額を増やすことが可能な方 | 加入期間 |
|---|---|
| 年金額が満額に到達していない方 | 65歳になる日までの間（満額になるまで） |

20歳　60歳　65歳

| 35年（420月）納付済 | 任意加入で5年間（60月）納付 |
|---|---|
| 780,100円 × 420月/480月 → 682,600円 | 780,100円 × 480月/480月 → 780,100円 |

97,500円 プラス

納付方法

ATM

任意加入の保険料の納付方法は、口座振替または、クレジットカード納付となっております。

※ 申出には年金手帳とお印鑑をご用意ください。

任意加入をやめるとき

任意加入をやめるときには手続きが必要ですので、お住まいの市区町村窓口にて手続きを行ってください。

No.11-1 後納（詳しくは「国民年金保険料専用ダイヤル」へ）

後納制度

後納制度とは、時効で納めることができなかった国民年金保険料について、平成24年10月から平成27年9月までの3年間に限り、過去10年分まで納めることができる制度です。この後納制度を利用することで、年金額を増やすことはもちろん、納付した期間が不足したことにより年金の受給ができなかった方が年金受給資格を得られる場合があります。

後納する保険料額は政令で定める額を加算した額となります。

| 対象年度 | 平成27年度中に後納する場合の10月分の保険料額（円） | | |
|---|---|---|---|
| | 当時の保険料額 (A) | 政令で定める加算額 (B) | 後納する保険料額 (A) + (B) |
| 平成17年度 | 13,580 | 1,300 | 14,880 |
| 平成18年度 | 13,860 | 1,070 | 14,930 |
| 平成19年度 | 14,100 | 860 | 14,960 |
| 平成20年度 | 14,410 | 680 | 15,090 |
| 平成21年度 | 14,660 | 500 | 15,160 |
| 平成22年度 | 15,100 | 330 | 15,430 |
| 平成23年度 | 15,020 | 200 | 15,220 |
| 平成24年度 | 14,980 | 90 | 15,070 |
| 平成25年度 | 15,040 | 0 | 15,040 |
| 平成26年度 | 15,250 | 0 | 15,250 |

※ 加算額は、毎年度、改定されます。

## No.5-1　受給要件を満たす方法は？

### ☑ 後納

老-No.11

後納制度とは、時効消滅により納めることができなかった国民年金保険料について、**平成24年10月から平成27年9月までの3年間に限り、過去10年分まで納めることができる制度**です（追納分を含みます）。

この後納制度を利用することで、納付した期間が不足したことにより年金の受給ができなかった方が年金受給資格を得られる場合があります。

### ☑ 国民年金の任意加入

老-No.10

受給要件を満たしていない場合、60歳に達した日の属する月以後（申出された月以後）70歳に達した日が属する月の前月までの間、任意加入した上で保険料を納めることにより、受給権を確保することができます。

**ただし、申出された月より前にさかのぼって加入することはできません。**

受給要件

| 60歳に達した日 = 60歳誕生日の前日 | 70歳に達した日 = 70歳誕生日の前日 |
|---|---|

平成27年度版　　20150401：A5-01-15

# 老齢基礎年金　Guide　～お手続きガイド解説～

## No.6-1　いつから受け取れる？

### ☑ 受取り開始年齢

老-No.9

### ☑ いつからいつまで受け取れるのか

いつから

**＜原則＞**

**65歳に達した日の属する月の翌月分**から受取りが開始され、お亡くなりになる月の属する月までの分を受け取ることができます。

**例：65歳の誕生日が4月20日の場合**

5月分からの受取りになります。

**＜繰上げ請求・繰下げ申出＞**

60歳に達した日以後に繰上げ請求することができます。

65歳に達した日から起算して1年経過した後に繰下げ申出することができます。

**請求または申出した日の属する月の翌月分**から受取りが開始され、お亡くなりになる月の属する月までの分を受け取ることができます。

| 60歳に達した日 ＝ 60歳誕生日の前日 | 65歳に達した日 ＝ 65歳誕生日の前日 |
|---|---|



## No.6-2　いつから受け取れる？

### ☑ いつから入金されるのか

**＜最初の入金＞**

- 初回受取り分は、**偶数月または奇数月の15日**（または前営業日）に入金されます。
- 最初に受け取れるのは、受取り開始月から直近の偶数月の前月分までです。

**例：受給権を5月に取得し、最初の入金が9月である場合**

受取り開始月の6月から直近の偶数月の前月までの2ヵ月分の年金額（6月分、7月分の年金額）が、9月15日に入金されます。

※ 年金証書受領時期によっては、入金日が前後することがあります。

**＜通常の入金＞**

- **偶数月の15日**に入金されます。
- 土曜日、日曜日、休日の場合はその直前の営業日に入金されます。例えば15日が日曜日の場合、13日の金曜日に入金されます。

**例：8月分と9月分の入金**

10月15日に年金が振り込まれます。

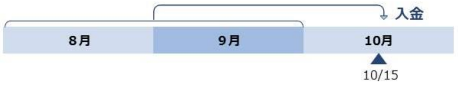

# 老齢基礎年金　Guide　～お手続きガイド解説～

## No.7-1　いくら？　－年金額の計算－

☑ **老齢基礎年金の受取り年金額**（平成27年度の額）

**年金額（満額）＝年額780,100円（月額65,008円）**

**<老齢基礎年金の計算式>**

※ 計算の結果生じた100円未満の端数は、50円以上は100円に切り上げ、50円未満は切り捨てます。

**平成21年4月以後（から）の期間**

780,100円× ( 保険料納付済月数 + 全額免除月数 ×4/8 + 4分の1納付月数 ×5/8 + 半額納付月数 ×6/8 + 4分の3納付月数 ×7/8 ) / 480月（40年）

**平成21年3月以前（まで）の期間**

780,100円× ( 保険料納付済月数 + 全額免除月数 ×2/6 + 4分の1納付月数 ×3/6 + 半額納付月数 ×4/6 + 4分の3納付月数 ×5/6 ) / 480月（40年）

年金額

**※ 以下の要件に該当する場合に、上記計算式を用いる。**

保険料納付済月数 ＋ 全額免除月数 ＋ 4分の1納付月数 ＋ 半額納付月数 ＋ 4分の3納付月数 ≦ 480月



## No.7-2　いくら？　－年金額の計算－

付加年金の受取り年金額（年額）　老-No.13

200円×付加保険料の納付月数

繰上げ・繰下げ受給した場合の受取り年金額（年額）　老-No.9

（老齢基礎年金＋付加年金）の年金額×受給率

振替加算の受取り額（年額）　老-No.14

224,500円×生年月日ごとに政令で定める率

## No.8-1　増やす方法は？

### 追納

加免-No.20

保険料の納付義務が免除または猶予された期間の保険料を後から納付することをいい、将来受け取る年金額を増やすことができます。

### 後納

老-No.11

後納制度とは、時効消滅により納めることができなかった国民年金保険料について、**平成24年10月から平成27年9月までの3年間に限り、過去10年分まで納めることができる制度**です（追納分を含みます）。

この後納制度を利用することで、年金額を増やすことはもちろん、納付した期間が不足したことにより年金の受給ができなかった方が年金受給資格を得られる場合があります。

### 特例追納

老-No.12

特例追納制度とは、**第３号被保険者から第１号被保険者になるための切り替え手続きが２年以上遅れた方で、**時効消滅により納めることができない期間の国民年金保険料について、**平成27年4月から平成30年3月までの3年間に限り、過去10年分まで納めることができる制度**です。

この特例追納制度を利用することで、年金額を増やすことはもちろん、納付した期間が不足したことにより年金の受給ができなかった方が年金受給資格を得られる場合があります。

増やす方法



## No.8-2　増やす方法は？

### 国民年金の任意加入

老-No.10

**65歳に達した日（65歳誕生日の前日）の属する月の前月まで**の間、厚生年金・共済組合に加入しておらず、国民年金の繰上げ受給をしていないときは、60歳以後（申出された月以後）でも任意加入した上で、保険料を納めることにより、年金額を増やすことができます。

**ただし、申出された月より前にさかのぼって加入することはできません。**

任意加入した上で、さらに付加保険料を納めることにより、年金額を増やすことができます。
国民年金基金に加入している方は付加保険料を納めることはできません。

老-No.13

### 繰下げ申出

老-No.9

**66歳以後70歳まで**に、年金を受け取る時期を遅らせることにより、受取り開始年齢に応じて一定の割合で年金額を増やすことができます。

# 老齢基礎年金　Guide　～お手続きガイド解説～

## No.9-1　繰上げ受給・繰下げ受給

### 受取り開始年齢を繰上げ・繰下げた場合の年金額

| | 年齢 | 受給率 | 受給額（円、年額） |
|---|---|---|---|
| 繰上げ | 60歳 | 70.0% | 546,100 |
| | 61歳 | 76.0% | 592,900 |
| | 62歳 | 82.0% | 639,700 |
| | 63歳 | 88.0% | 686,500 |
| | 64歳 | 94.0% | 733,300 |
| | **65歳** | **100.0%** | **780,100** |
| 繰下げ | 66歳 | 108.4% | 845,600 |
| | 67歳 | 116.8% | 911,200 |
| | 68歳 | 125.2% | 976,700 |
| | 69歳 | 133.6% | 1,042,200 |
| | 70歳 | 142.0% | 1,107,700 |

※受給額は平成27年度をベース
※減少率＝（月数）×0.5%、増額率＝（月数）×0.7%

■ 年金受給率は生涯同じです。
■ 取消、変更はできません。

**繰上げの注意点**
- 請求日の属する月以前の分を、さかのぼって受け取ることはできません（請求日の属する月の翌月分から受け取れます）。
- 寡婦年金、事後重症などによる障害基礎年金が受けられなくなります。
- 65歳に達した日の属する月まで遺族年金を併給できません。
- 国民年金に任意加入できなくなります。
- 保険料免除期間への追納や、後納制度の利用ができなくなります。

**繰下げの注意点**
- 老齢基礎年金の受給権が65歳に達した日において発生する場合、少なくとも66歳に達した日までの間、繰下げ申出を待機いただく必要があります。
- 繰下げ申出の待機ができるのは、原則として70歳に達した日の属する月まで、または障害年金や遺族年金の受給権が発生するまでの間です。
- 繰下げ待機期間中に、 70歳に達した日の属する月を超えた場合、または障害年金や遺族年金の受給権が発生した場合には、その時点で受給率が固定されます。この場合、繰下げ申出の手続きが遅れても年金額は増えません。
- 振替加算は繰下げ申出による増額の対象となりません。また、繰下げ待機期間中は振替加算を受けることはできません。
- 繰下げ待機期間中は、繰下げ申出を行うか、65歳からの本来の老齢基礎年金をさかのぼって請求するか、いつでも選択することができます。
- 繰下げ待機期間中の方がお亡くなりになった場合、未支給年金の受給権者である遺族が繰下げ申出することはできません。この場合、65歳からの本来の老齢基礎年金をさかのぼって請求いただくことになります。

65歳に達した日＝65歳誕生日の前日 | 66歳に達した日＝66歳誕生日の前日 | 70歳に達した日＝70歳誕生日の前日

繰上下



## No.9-2　繰上げ受給・繰下げ受給

### 繰上げ・繰下げ受給の増減率（%）

| | 年齢＼月 | 0 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 繰上げ「減額（△）」 | 60歳 | 30.0 | 29.5 | 29.0 | 28.5 | 28.0 | 27.5 | 27.0 | 26.5 | 26.0 | 25.5 | 25.0 | 24.5 |
| | 61歳 | 24.0 | 23.5 | 23.0 | 22.5 | 22.0 | 21.5 | 21.0 | 20.5 | 20.0 | 19.5 | 19.0 | 18.5 |
| | 62歳 | 18.0 | 17.5 | 17.0 | 16.5 | 16.0 | 15.5 | 15.0 | 14.5 | 14.0 | 13.5 | 13.0 | 12.5 |
| | 63歳 | 12.0 | 11.5 | 11.0 | 10.5 | 10.0 | 9.5 | 9.0 | 8.5 | 8.0 | 7.5 | 7.0 | 6.5 |
| | 64歳 | 6.0 | 5.5 | 5.0 | 4.5 | 4.0 | 3.5 | 3.0 | 2.5 | 2.0 | 1.5 | 1.0 | 0.5 |
| | 65歳 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 繰下げ「増額（＋）」 | 66歳 | 8.4 | 9.1 | 9.8 | 10.5 | 11.2 | 11.9 | 12.6 | 13.3 | 14.0 | 14.7 | 15.4 | 16.1 |
| | 67歳 | 16.8 | 17.5 | 18.2 | 18.9 | 19.6 | 20.3 | 21.0 | 21.7 | 22.4 | 23.1 | 23.8 | 24.5 |
| | 68歳 | 25.2 | 25.9 | 26.6 | 27.3 | 28.0 | 28.7 | 29.4 | 30.1 | 30.8 | 31.5 | 32.2 | 32.9 |
| | 69歳 | 33.6 | 34.3 | 35.0 | 35.7 | 36.4 | 37.1 | 37.8 | 38.5 | 39.2 | 39.9 | 40.6 | 41.3 |
| | 70歳 | 42.0（以後同じ） | | | | | | | | | | | |

※ 年齢は、請求時の年齢です。
※ 繰上げ・繰下げ受給を希望するときは月単位で増減率が異なります。

■ 年金額の計算例（40年間保険料を納めた場合の年額）
※ 平成27年度の保険料額や、給付額で計算した場合

**＜繰上げ＞**

**61歳8ヵ月で請求した場合**

減額（△）156,020円
：780,100円×**20.0%**

年金累計額
<78歳4ヵ月分まで>
65歳での請求：10,401,433円
61歳8ヵ月での請求：10,401,133円

**78歳4ヵ月分以後も受給できる場合は、65歳での請求の方がお得です。**

**＜繰下げ＞**

**68歳4ヵ月で請求した場合**

増額（＋）218,428円
：780,100円×**28.0%**

年金累計額
<80歳3ヵ月分まで>
65歳での請求：11,896,525円
68歳4ヵ月での請求：11,897,933円

**80歳3ヵ月分以後も受給できる場合は、68歳4ヵ月での請求の方がお得です。**

# 老齢基礎年金　Guide　～お手続きガイド解説～

## No.10-1　任意加入

### 年金額を増やすには

65歳に達した日（65歳誕生日の前日）の属する月の前月までの間、厚生年金・共済組合に加入しておらず、国民年金の繰上げ受給をしていないときは、60歳以後（申出された月以後）でも任意加入した上で、保険料を納めることにより、年金額を増やすことができます。ただし、申出された月より前にさかのぼって加入することはできません。

| 年金額を増やすことが可能な方 | 加入期間 |
|---|---|
| 年金額が満額に到達していない方 | 65歳になるまでの間（満額になるまで） |

**具体例（年額）**

20歳　60歳　65歳

35年（420月）納付済　／　任意加入で5年間（60月）納付

780,100円 × 420月/480月 → 682,600円

780,100円 × 480月/480月 → 780,100円

97,500円プラス

### 納付方法

ATM

**任意加入の保険料の納付方法は、口座振替または、クレジットカード納付となっております。**

※ 預金口座等を有しない方はご相談ください。

任意加入

### 任意加入をやめるとき

任意加入をやめるときにも手続きが必要ですので、お住まいの市区町村窓口にて手続きを行ってください。



## No.10-2　任意加入

### 受給要件を満たすためには

受給要件を満たしていない場合、60歳に達した日の属する月以後（申出された月以後）70歳に達した日が属する月の前月までの間、任意加入した上で保険料を納めることにより、受給権を確保することができます。

ただし、申出された月より前にさかのぼって加入することはできません。

①で受給要件を満たさなかったときに、②の特例高齢任意加入が可能となります。

| 任意加入が可能な方 | 加入期間 |
|---|---|
| ①受給要件（25年）を満たしていない方 | ①65歳になるまでの間（受給要件を満たすまで） |
| ②受給要件（25年）を満たしていない、または、満たさない見込みの方 **ただし、昭和40年4月1日以前に生まれた方** | ②70歳になるまでの間（受給要件を満たすまで） |

60歳 ←①→ 65歳 ←②→ 70歳

満たしていない方 → 任意加入可能（受給要件を満たすまで）

### 納付方法

ATM

**任意加入の保険料の納付方法は、口座振替または、クレジットカード納付となっております。**

※ 預金口座等を有しない方はご相談ください。

### 任意加入をやめるとき

任意加入をやめるときにも手続きが必要ですので、お住まいの市区町村窓口にて手続きを行ってください。

60歳に達した日 ＝ 60歳誕生日の前日

70歳に達した日 ＝ 70歳誕生日の前日

## No.11-1　後納（詳しくは「国民年金保険料専用ダイヤル」へ）

### 後納制度

後納制度とは、時効で納めることができなかった国民年金保険料について、**平成24年10月から平成27年9月までの3年間に限り、過去10年分まで納めることができる制度**です。この後納制度を利用することで、年金額を増やすことはもちろん、納付した期間が不足したことにより年金の受給ができなかった方が年金受給資格を得られる場合があります。

**後納する保険料額は政令で定める額を加算した額となります。**

| 対象年度 | 平成27年度中に後納する場合の1ヵ月分の保険料額（円） | | |
|---|---|---|---|
| | 当時の保険料額 (A) | 政令で定める加算額 (B) | 後納する保険料額 (A) ＋ (B) |
| 平成17年度 | 13,580 | 1,300 | 14,880 |
| 平成18年度 | 13,860 | 1,070 | 14,930 |
| 平成19年度 | 14,100 | 860 | 14,960 |
| 平成20年度 | 14,410 | 680 | 15,090 |
| 平成21年度 | 14,660 | 500 | 15,160 |
| 平成22年度 | 15,100 | 330 | 15,430 |
| 平成23年度 | 15,020 | 200 | 15,220 |
| 平成24年度 | 14,980 | 90 | 15,070 |
| 平成25年度 | 15,040 | 0 | 15,040 |
| 平成26年度 | 15,250 | 0 | 15,250 |

※ 加算額は、毎年度、改定されます。

後納

## No.12-1　特例追納（詳しくは「国民年金保険料専用ダイヤル」へ）

### 特例追納制度

特例追納制度とは、**第３号被保険者から第１号被保険者になるための切替え手続きが２年以上遅れた方で、**時効消滅により納めることができない期間の国民年金保険料について、**平成27年4月から平成30年3月までの3年間に限り、過去10年分まで納めることができる制度**です。
この特例追納制度を利用することで、年金額を増やすことはもちろん、納付した期間が不足したことにより年金の受給ができなかった方が年金受給資格を得られる場合があります。

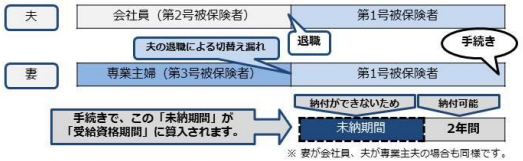


※ 妻が会社員、夫が専業主夫の場合も同様です。

### お手続きのメリット

■ 届出をすることにより、年金受給資格を得られる場合があります。
■ 保険料を追納することで、年金額を増やすことができます。
※ ご注意：すでに年金を受けている方については、特例追納をしても年金額が増えない場合があります。

○最大10年分の特例追納が可能なケース

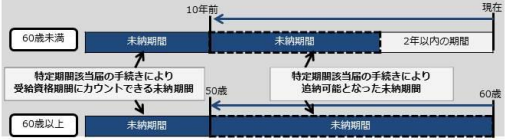




## No.12-2　特例追納（詳しくは「国民年金保険料専用ダイヤル」へ）

### 保険料額（平成27年度における）

| 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 14,880円 | 14,930円 | 14,960円 | 15,090円 | 15,160円 | 15,430円 | 15,220円 | 15,070円 | 15,040円 | 15,250円 |

※ 現在、10年以内の未納期間を追納することができる後納制度があります。
後納制度が利用できる期間は、後納制度を優先して利用していただくこととなります。

### お問い合わせ先

| | | |
|---|---|---|
| 国民年金保険料専用ダイヤル | 0570-011-050<br>050ではじまる電話でおかけになる場合は<br>03-6731-2015 | 【受付時間】<br>月曜：午前８:30～午後7:00<br>（月曜が休日の場合は火曜日）<br>火～金曜日：午前8:30～午後5:15<br>第２土曜日：午前9:30～午後4:00<br>※ 祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日は利用できません。 |

## No.13-1　付加保険料と付加年金

付加

### 付加保険料と付加年金

定額保険料（15,590円）に加えて、**付加保険料（月額400円）**を納めた場合、**年額で【200円×付加保険料を納めた月数】**の付加年金が加算されます。

- **付加保険料を納めた場合は、以下の年金額を受け取れます。**

| 1ヵ月間、付加保険料を納めていた場合の受け取る年金額 | ＜給付額＞ 200円 × 1ヵ月 ＝ **200円（年額）** |
|---|---|

なお、付加年金は定額のため、物価スライド（増額・減額）はありません。

- **1ヵ月間付加保険料を納めた場合**

年金を受け取り始めて2年で、納付した付加保険料の合計額に見合う付加年金額を受け取ることができます。

### 注意事項

- 付加保険料を納めるには申込みが必要です。
- 付加保険料の納付は、申込みをした月分からとなります。
- 納付期限は、翌月末日となっています。
- 納付期限を経過した場合でも、期限から２年間は付加保険料を納めることができます。
- 付加保険料を納付することを希望しなくなった場合は、付加保険料納付辞退申出書の提出が必要となります。
- 国民年金基金に加入している方は付加保険料を納めることはできません。
- 定額保険料が未納で付加保険料のみ納付したときは、付加保険料も未納になってしまいます。



## No.13-2　付加保険料と付加年金

### 具体例

例えば、60歳から65歳になるまでの**5年間**、付加保険料を納めた場合の、**加算される年金額（年額）**は次のとおりとなります。

200円 × 60月（5年）＝ **12,000円**

付加保険料を5年間納めた場合の、**納付合計額**は次のとおりとなります。

400円 × 60月（5年）＝ **24,000円**

※付加年金は定額のため、物価スライド（増額・減額）はありません。

**■5年間付加保険料を納めた場合**

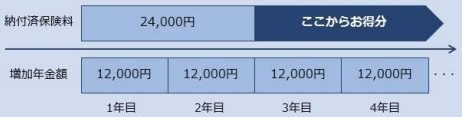

# 老齢基礎年金　Guide　～お手続きガイド解説～

## No.14-1　振替加算

### 振替加算

次の要件を満たしている場合は、老齢基礎年金の額に加算がされます。

ご本人が老齢基礎年金を受給する資格を得たとき（**65歳誕生日の前日**）において、配偶者によって**生計を維持**しており、その配偶者が受けている**年金の加給年金額の対象**となっていたこと（ご本人、配偶者ともに新法の適用対象者である）

振替加算

＋

ご本人が**大正15年4月2日から昭和41年4月1日**までの間に生まれていること

＋

ご本人が老齢基礎年金の他に老齢厚生年金や退職共済年金を受けている場合は、厚生年金保険または共済組合等の加入期間が240月未満であること、または、ご本人の35歳以後（男性は40歳以後）の厚生年金保険の加入期間が、次の表未満であること

| 妻（夫）の生年月日 | 加入期間 |
|---|---|
| 昭和22年4月1日以前 | 180月（15年） |
| 昭和22年4月2日～昭和23年4月1日 | 192月（16年） |
| 昭和23年4月2日～昭和24年4月1日 | 204月（17年） |
| 昭和24年4月2日～昭和25年4月1日 | 216月（18年） |
| 昭和25年4月2日～昭和26年4月1日 | 228月（19年） |

| 配偶者の生年月日 | 政令で定める率 | 年額 | 月額 |
|---|---|---|---|
| 大正15年4月2日～昭和2年4月1日 | 1 | 224,500円 | 18,708円 |
| ⋮ | ⋮ | ⋮ | ⋮ |
| 昭和20年4月2日～昭和21年4月1日 | 0.493 | 110,700円 | 9,225円 |
| 昭和21年4月2日～昭和22年4月1日 | 0.467 | 104,800円 | 8,733円 |
| 昭和22年4月2日～昭和23年4月1日 | 0.440 | 98,800円 | 8,233円 |
| 昭和23年4月2日～昭和24年4月1日 | 0.413 | 92,700円 | 7,725円 |
| 昭和24年4月2日～昭和25年4月1日 | 0.387 | 86,900円 | 7,241円 |
| 昭和25年4月2日～昭和26年4月1日 | 0.360 | 80,800円 | 6,733円 |
| 昭和26年4月2日～昭和27年4月1日 | 0.333 | 74,800円 | 6,233円 |
| 昭和27年4月2日～昭和28年4月1日 | 0.307 | 68,900円 | 5,741円 |
| 昭和28年4月2日～昭和29年4月1日 | 0.280 | 62,900円 | 5,241円 |
| 昭和29年4月2日～昭和30年4月1日 | 0.253 | 56,800円 | 4,733円 |
| 昭和30年4月2日～昭和31年4月1日 | 0.227 | 51,000円 | 4,250円 |
| ⋮ | ⋮ | ⋮ | ⋮ |
| 昭和41年4月2日以後 | – | – | – |



## No.14-2　振替加算

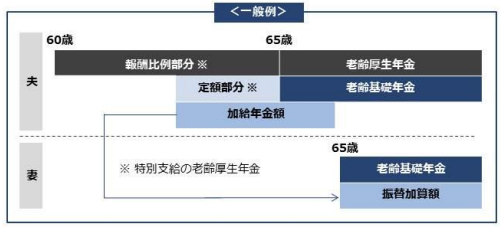


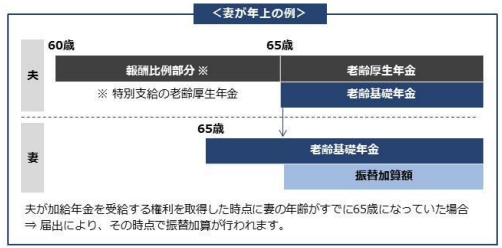


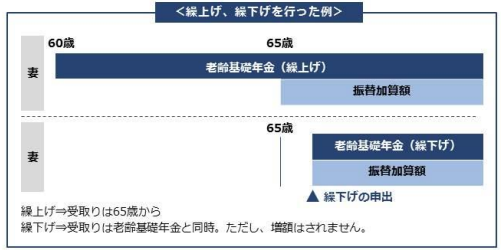

# 老齢基礎年金

## Guide　～お手続きガイド解説～

### No.15-1　生計維持関係の認定要件

**生計維持関係の認定要件**

ご本人と配偶者が生計を同一にしており、ご本人の収入または所得が一定金額未満であることなどが必要です。具体的には次の要件を満たす必要があります。

生計維持

**生計同一要件**
いずれか

① 配偶者と住民票上同一世帯に属しているとき
② 配偶者と住民票上世帯を異にしているが、住所が住民票上同一であるとき
③ 配偶者と住所が住民票上異なっているが、次のいずれかに該当するとき
ア 現に起居を共にし、かつ、消費生活上の家計を一つにしていると認められるとき
イ 単身赴任、就学または病気療養等の止むを得ない事情により住所が住民票上異なっているが、次のような事実が認められ、その事情が消滅したときは、起居を共にし、消費生活上の家計を一つにすると認められるとき
（ⅰ）配偶者から生活費、療養費等の経済的な援助を受けていること
（ⅱ）配偶者との間に定期的に音信、訪問があること

かつ

**収入要件**
いずれか

① 前年の収入（前年の収入が確定しない場合にあっては、前々年の収入）が年額850万円未満であること
② 前年の所得（前年の所得が確定しない場合にあっては、前々年の所得）が年額655.5万円未満であること
③ 一時的な所得があるときは、これを除いた後、前記①または②に該当すること
④ 前記の①、②または③に該当しないが、定年退職等の事情により近い将来（おおむね5年以内）収入が年額850万円未満または所得が年額655.5万円未満となると認められること

# 老齢基礎年金　Guide　～お手続きガイド解説～

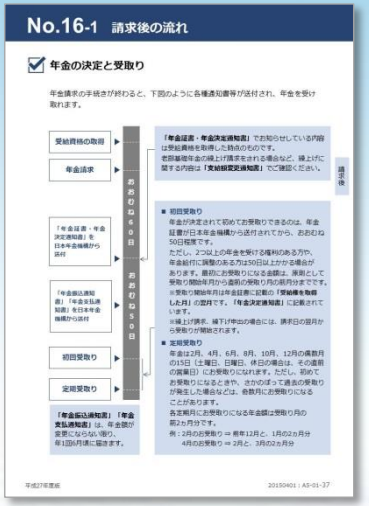


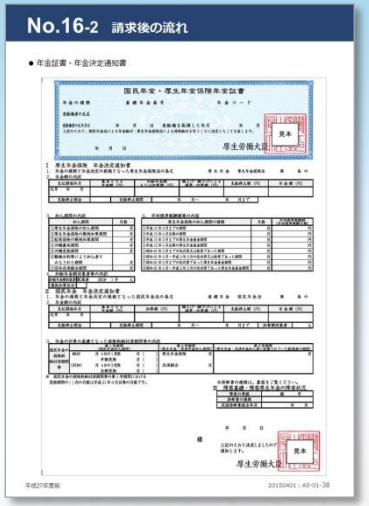

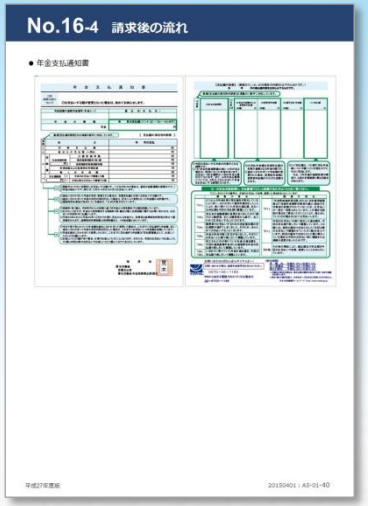


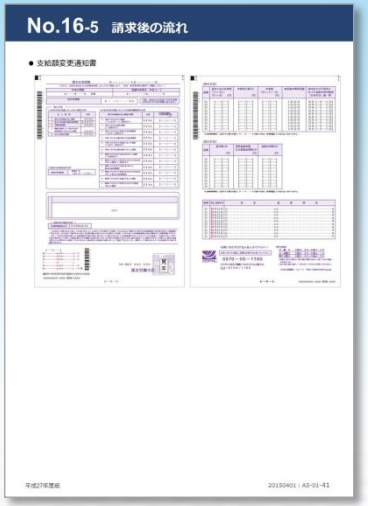

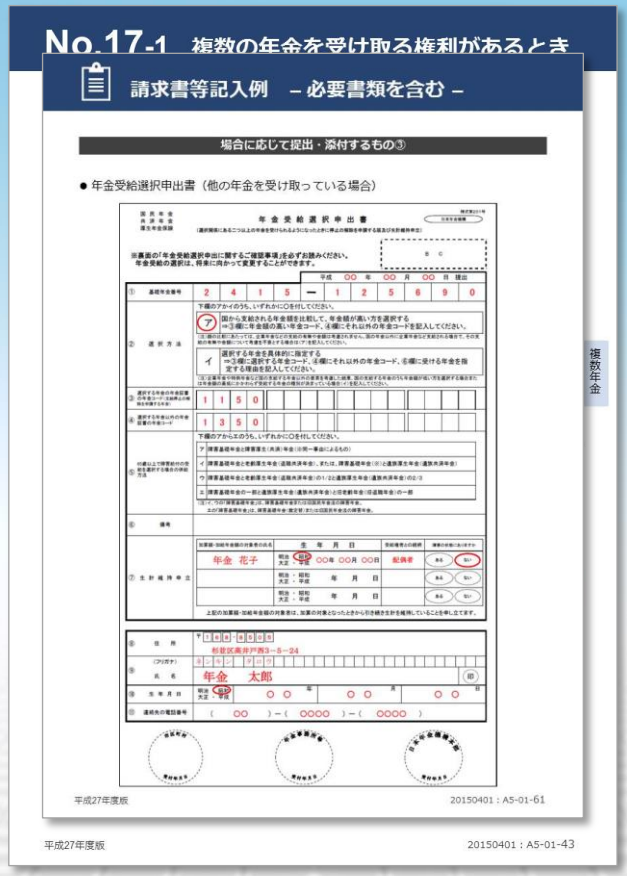

No.17-1　複数の年金を受け取る権利があるとき

請求書等記入例　－必要書類を含む－

場合に応じて提出・添付するもの③

● 年金受給選択申出書（他の年金を受け取っている場合）

年金受給選択申出書

※裏面の「年金受給選択申出に関するご確認事項」を必ずお読みください。
年金受給の選択は、将来に向かって変更することができます。

平成　○○　年　○○　月　○○　日　提出

① 基礎年金番号　2 4 1 5 － 1 2 5 6 9 0

② 選択方法
ア 国から支給される年金額を比較して、年金額が高い方を選択する
⇒③欄に年金額の高い年金コード、④欄にそれ以外の年金コードを記入してください。
イ 選択する年金を具体的に指定する
⇒③欄に選択する年金コード、④欄にそれ以外の年金コード、⑤欄に受ける年金を指定する理由を記入してください。

③ 選択する年金の年金証書の年金コード　1 1 5 0
④ 選択する年金以外の年金証書の年金コード　1 3 5 0

⑤ 20歳以上で国民年金の任意加入被保険者である場合の申出
下欄のアからエのうち、いずれかに○を付してください。
ア 障害基礎年金と老齢厚生年金（退職共済年金）
イ 障害基礎年金と老齢厚生年金（退職共済年金）、または、障害基礎年金（旧）と退職厚生年金（退職共済年金）
ウ 障害基礎年金と老齢厚生年金（退職共済年金）の1/2と退職厚生年金（退職共済年金）の1/2
エ 障害基礎年金の一部と退職厚生年金（退職共済年金）と旧老齢年金（旧退職年金）の一部

⑥ 備考

⑦ 生計維持申立

| 加算額・加給年金額の対象者の氏名 | 生年月日 | 受給権者との続柄 | 障害の状態は該当するか |
|---|---|---|---|
| 年金　花子 | 明治・大正・昭和・平成 ○○年 ○○月 ○○日 | 配偶者 | 該当 ・ 該当しない |
| | 明治・大正・昭和・平成 年 月 日 | | 該当 ・ 該当しない |
| | 明治・大正・昭和・平成 年 月 日 | | 該当 ・ 該当しない |

上記の加算額・加給年金額の対象者は、加算の対象となったときから引き続き生計を維持していることを申し立てます。

⑧ 住所　〒○○○－○○○○
杉並区高井戸西3－5－24

⑨ （フリガナ）ネンキン タロウ
氏名　年金　太郎　㊞

⑩ 生年月日　明治・大正・昭和・平成 ○○年 ○○月 ○○日

⑪ 連絡先の電話番号　（ ○○ ）－（ ○○○○ ）－（ ○○○○ ）

平成27年度版　20150401：A5-01-61

複数年金

平成27年度版　20150401：A5-01-43

# 老齢基礎年金　Guide　～お手続きガイド解説～

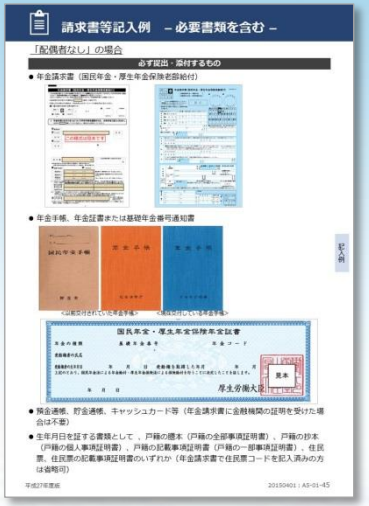


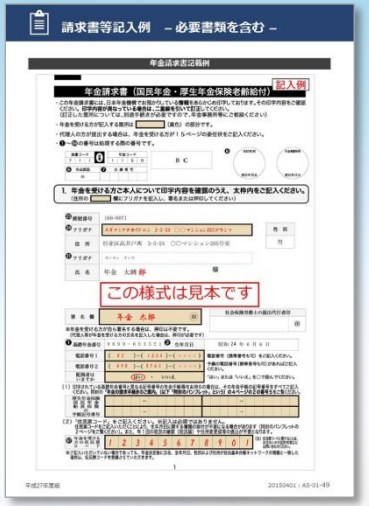

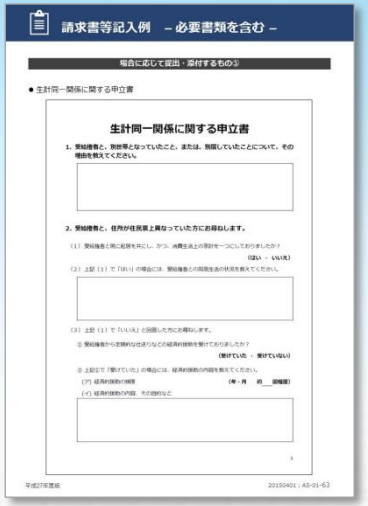


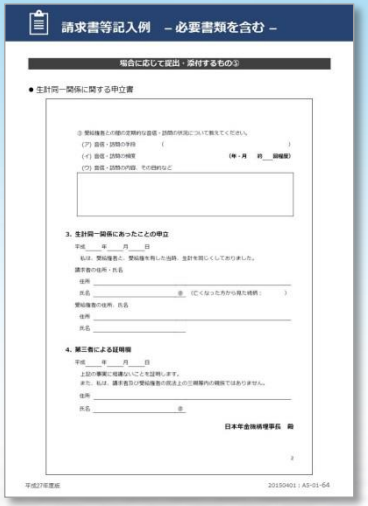

# 老齢基礎年金

## Guide　～お手続きガイド解説～

### – 年齢早見表–（平成27年1月1日～12月31日）

| 和暦（年） | 西暦（年） | 年齢 |
|---|---|---|
| 大正14 | 1925 | 90 |
| 大正15／昭和元 | 1926 | 89 |
| 昭和2 | 1927 | 88 |
| 昭和3 | 1928 | 87 |
| 昭和4 | 1929 | 86 |
| 昭和5 | 1930 | 85 |
| 昭和6 | 1931 | 84 |
| 昭和7 | 1932 | 83 |
| 昭和8 | 1933 | 82 |
| 昭和9 | 1934 | 81 |
| 昭和10 | 1935 | 80 |
| 昭和11 | 1936 | 79 |
| 昭和12 | 1937 | 78 |
| 昭和13 | 1938 | 77 |
| 昭和14 | 1939 | 76 |
| 昭和15 | 1940 | 75 |
| 昭和16 | 1941 | 74 |
| 昭和17 | 1942 | 73 |
| 昭和18 | 1943 | 72 |
| 昭和19 | 1944 | 71 |
| 昭和20 | 1945 | 70 |
| 昭和21 | 1946 | 69 |
| 昭和22 | 1947 | 68 |
| 昭和23 | 1948 | 67 |
| 昭和24 | 1949 | 66 |
| 昭和25 | 1950 | 65 |
| 昭和26 | 1951 | 64 |
| 昭和27 | 1952 | 63 |
| 昭和28 | 1953 | 62 |
| 昭和29 | 1954 | 61 |
| 昭和30 | 1955 | 60 |
| 昭和31 | 1956 | 59 |
| 昭和32 | 1957 | 58 |
| 昭和33 | 1958 | 57 |
| 昭和34 | 1959 | 56 |
| 昭和35 | 1960 | 55 |
| 昭和36 | 1961 | 54 |
| 昭和37 | 1962 | 53 |
| 昭和38 | 1963 | 52 |
| 昭和39 | 1964 | 51 |
| 昭和40 | 1965 | 50 |
| 昭和41 | 1966 | 49 |
| 昭和42 | 1967 | 48 |
| 昭和43 | 1968 | 47 |
| 昭和44 | 1969 | 46 |
| 昭和45 | 1970 | 45 |
| 昭和46 | 1971 | 44 |
| 昭和47 | 1972 | 43 |
| 昭和48 | 1973 | 42 |
| 昭和49 | 1974 | 41 |
| 昭和50 | 1975 | 40 |
| 昭和51 | 1976 | 39 |
| 昭和52 | 1977 | 38 |
| 昭和53 | 1978 | 37 |
| 昭和54 | 1979 | 36 |
| 昭和55 | 1980 | 35 |
| 昭和56 | 1981 | 34 |
| 昭和57 | 1982 | 33 |
| 昭和58 | 1983 | 32 |
| 昭和59 | 1984 | 31 |
| 昭和60 | 1985 | 30 |
| 昭和61 | 1986 | 29 |
| 昭和62 | 1987 | 28 |
| 昭和63 | 1988 | 27 |
| 昭和64／平成元 | 1989 | 26 |
| 平成2 | 1990 | 25 |
| 平成3 | 1991 | 24 |
| 平成4 | 1992 | 23 |
| 平成5 | 1993 | 22 |
| 平成6 | 1994 | 21 |
| 平成7 | 1995 | 20 |
| 平成8 | 1996 | 19 |
| 平成9 | 1997 | 18 |
| 平成10 | 1998 | 17 |
| 平成11 | 1999 | 16 |
| 平成12 | 2000 | 15 |
| 平成13 | 2001 | 14 |
| 平成14 | 2002 | 13 |
| 平成15 | 2003 | 12 |
| 平成16 | 2004 | 11 |
| 平成17 | 2005 | 10 |
| 平成18 | 2006 | 9 |
| 平成19 | 2007 | 8 |
| 平成20 | 2008 | 7 |
| 平成21 | 2009 | 6 |
| 平成22 | 2010 | 5 |
| 平成23 | 2011 | 4 |
| 平成24 | 2012 | 3 |
| 平成25 | 2013 | 2 |
| 平成26 | 2014 | 1 |

年齢早見表

平成27年度版　　20150401：A5-01-67

### – 年齢早見表–（平成26年1月1日～12月31日）

| 和暦（年） | 西暦（年） | 年齢 |
|---|---|---|
| 大正13 | 1924 | 90 |
| 大正14 | 1925 | 89 |
| 大正15／昭和元 | 1926 | 88 |
| 昭和2 | 1927 | 87 |
| 昭和3 | 1928 | 86 |
| 昭和4 | 1929 | 85 |
| 昭和5 | 1930 | 84 |
| 昭和6 | 1931 | 83 |
| 昭和7 | 1932 | 82 |
| 昭和8 | 1933 | 81 |
| 昭和9 | 1934 | 80 |
| 昭和10 | 1935 | 79 |
| 昭和11 | 1936 | 78 |
| 昭和12 | 1937 | 77 |
| 昭和13 | 1938 | 76 |
| 昭和14 | 1939 | 75 |
| 昭和15 | 1940 | 74 |
| 昭和16 | 1941 | 73 |
| 昭和17 | 1942 | 72 |
| 昭和18 | 1943 | 71 |
| 昭和19 | 1944 | 70 |
| 昭和20 | 1945 | 69 |
| 昭和21 | 1946 | 68 |
| 昭和22 | 1947 | 67 |
| 昭和23 | 1948 | 66 |
| 昭和24 | 1949 | 65 |
| 昭和25 | 1950 | 64 |
| 昭和26 | 1951 | 63 |
| 昭和27 | 1952 | 62 |
| 昭和28 | 1953 | 61 |
| 昭和29 | 1954 | 60 |
| 昭和30 | 1955 | 59 |
| 昭和31 | 1956 | 58 |
| 昭和32 | 1957 | 57 |
| 昭和33 | 1958 | 56 |
| 昭和34 | 1959 | 55 |
| 昭和35 | 1960 | 54 |
| 昭和36 | 1961 | 53 |
| 昭和37 | 1962 | 52 |
| 昭和38 | 1963 | 51 |
| 昭和39 | 1964 | 50 |
| 昭和40 | 1965 | 49 |
| 昭和41 | 1966 | 48 |
| 昭和42 | 1967 | 47 |
| 昭和43 | 1968 | 46 |
| 昭和44 | 1969 | 45 |
| 昭和45 | 1970 | 44 |
| 昭和46 | 1971 | 43 |
| 昭和47 | 1972 | 42 |
| 昭和48 | 1973 | 41 |
| 昭和49 | 1974 | 40 |
| 昭和50 | 1975 | 39 |
| 昭和51 | 1976 | 38 |
| 昭和52 | 1977 | 37 |
| 昭和53 | 1978 | 36 |
| 昭和54 | 1979 | 35 |
| 昭和55 | 1980 | 34 |
| 昭和56 | 1981 | 33 |
| 昭和57 | 1982 | 32 |
| 昭和58 | 1983 | 31 |
| 昭和59 | 1984 | 30 |
| 昭和60 | 1985 | 29 |
| 昭和61 | 1986 | 28 |
| 昭和62 | 1987 | 27 |
| 昭和63 | 1988 | 26 |
| 昭和64／平成元 | 1989 | 25 |
| 平成2 | 1990 | 24 |
| 平成3 | 1991 | 23 |
| 平成4 | 1992 | 22 |
| 平成5 | 1993 | 21 |
| 平成6 | 1994 | 20 |
| 平成7 | 1995 | 19 |
| 平成8 | 1996 | 18 |
| 平成9 | 1997 | 17 |
| 平成10 | 1998 | 16 |
| 平成11 | 1999 | 15 |
| 平成12 | 2000 | 14 |
| 平成13 | 2001 | 13 |
| 平成14 | 2002 | 12 |
| 平成15 | 2003 | 11 |
| 平成16 | 2004 | 10 |
| 平成17 | 2005 | 9 |
| 平成18 | 2006 | 8 |
| 平成19 | 2007 | 7 |
| 平成20 | 2008 | 6 |
| 平成21 | 2009 | 5 |
| 平成22 | 2010 | 4 |
| 平成23 | 2011 | 3 |
| 平成24 | 2012 | 2 |
| 平成25 | 2013 | 1 |

平成27年度版　　20150401：A5-01-68

# 老齢基礎年金　Guide　～お手続きガイド解説～

## – 特別支給の老齢厚生年金について–

### 受け取るための要件

・男性の場合、昭和36年4月1日以前に生まれたこと。
・女性の場合、昭和41年4月1日以前に生まれたこと。
・老齢基礎年金の受給資格期間（原則として25年）があること。
・厚生年金保険等に1年以上加入していたこと。
・60歳以上であること。

また、「特別支給の老齢厚生年金」には、「報酬比例部分」と「定額部分」の2つがあり、生年月日と性別により、支給開始年齢が変わります。

### 例示

特老厚



## – 特別支給の老齢厚生年金について–

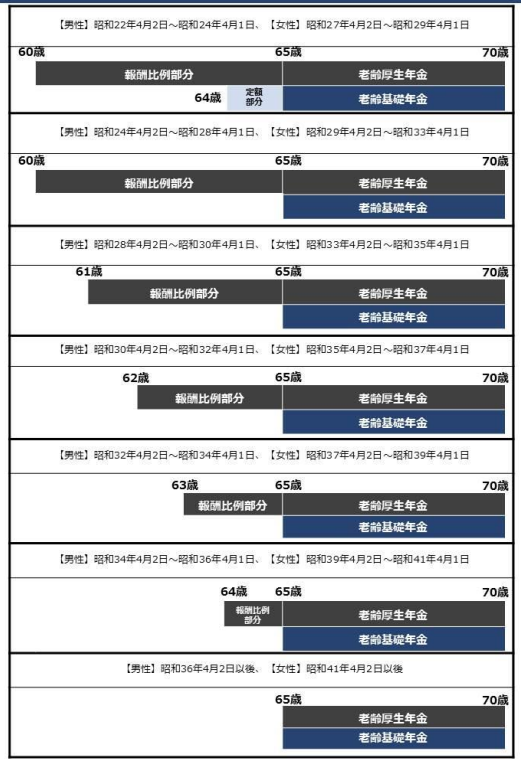

# 老齢基礎年金　Guide　～お手続きガイド解説～

## – 年金請求窓口のご確認ほか –

### 年金請求窓口のご確認

20歳から60歳までに加入していた年金制度の内容によって、年金請求窓口は以下のようになっております。

| 年金制度の内容 | 請求窓口 |
|---|---|
| 第1号被保険者期間のみ有する場合（任意加入被保険者を含む） | 当市区町村窓口 |
| 第2号被保険者期間を有する場合 | 年金事務所 |
| 第3号被保険者期間を有する場合 | 年金事務所 |

### 年金のご相談

| 問い合わせ先 | 電話番号（FAX番号） | 受付時間 |
|---|---|---|
| ○○年金事務所 | 00-0000-0000 | 平日：○○時～○○時<br>土日祝：○○時～○○時 |
| 街角の年金相談センター | 00-0000-0000 | 平日：○○時～○○時<br>土日祝：○○時～○○時 |
| ねんきんダイヤル | 0570-05-1165 | 平日：○○時～○○時<br>土日祝：○○時～○○時 |
| ○○市区町村窓口 | 00-0000-0000<br>（00-0000-0000） | 平日：○○時～○○時<br>土日祝：○○時～○○時 |

窓口



## – 年金請求窓口のご確認ほか –

### 国民年金被保険者の種類

国民年金被保険者の種類は職業などによって3種類あり、それぞれ加入手続きや保険料の納付方法が違います。

| | どんな人が？ | 加入の届出先は？ | 保険料の納付は？ |
|---|---|---|---|
| 第1号被保険者（20歳以上60歳未満） | 国内居住者である<br>・学生<br>・自営業者<br>・農林漁業者　等 | お住まいの市区役所または町村役場 | **各自が納付** |
| 第2号被保険者 | ・会社員<br>・公務員　等 | お勤め先で事業主が届出 | **お勤め先で納付（給料から天引き）** |
| 第3号被保険者（20歳以上60歳未満） | 第2号被保険者に扶養されている配偶者 | 配偶者のお勤め先経由で届出 | **自己負担なし（配偶者が加入する年金制度が負担）** |

※なお、国民年金に任意加入する方も第1号被保険者と同じ扱いとなります。

老-No.10

# 老齢基礎年金

Guide　～お手続きガイド解説～

## – 年金額の推移–

| 種別 ＼ 年月 | | | 平成18.4～（物価スライド） | 平成23.4～（物価スライド） | 平成24.4～（物価スライド） | 平成25.10～（特例水準解消） | 平成26.4～（物価スライド）（特例水準解消） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 年額 | 年額 | 年額 | 年額 | 年額 |
| 老齢基礎年金 | - | | （定額分）792,100円(満額)（付加年金）200円×納付月数 | （定額分）788,900円(満額)（付加年金）200円×納付月数 | （定額分）786,500円(満額)（付加年金）200円×納付月数 | （定額分）778,500円(満額)（付加年金）200円×納付月数 | （定額分）772,800円(満額)（付加年金）200円×納付月数 |
| 障害基礎年金 | 1級 | | 990,100円 | 986,100円 | 983,100円 | 973,100円 | 966,000円 |
| | 2級 | | 792,100円 | 788,900円 | 786,500円 | 778,500円 | 772,800円 |
| | 子の加算（1人） | | 227,900円 | 227,000円 | 226,300円 | 224,000円 | 222,400円 |
| | 3人目以後 | | 75,900円 | 75,600円 | 75,400円 | 74,600円 | 74,100円 |
| 遺族基礎年金 | 配偶者に支給する場合 | 子が1人 | 1,020,000円 | 1,015,900円 | 1,012,800円 | 1,002,500円 | 995,200円 |
| | | 子が2人 | 1,247,900円 | 1,242,900円 | 1,239,100円 | 1,226,500円 | 1,217,600円 |
| | | 3人目以後 | 75,900円を加算 | 75,600円を加算 | 75,400円を加算 | 74,600円を加算 | 74,100円を加算 |
| | 子に支給する場合 | 子が1人 | 792,100円 | 788,900円 | 786,500円 | 778,500円 | 772,800円 |
| | | 子が2人 | 1,020,000円 | 1,015,900円 | 1,012,800円 | 1,002,500円 | 995,200円 |
| | | 3人目以後 | 75,900円を加算 | 75,600円を加算 | 75,400円を加算 | 74,600円を加算 | 74,100円を加算 |
| 寡婦年金 | 計算方法 | | 夫が受ける老齢年金・老齢基礎年金額×4分の3 | | | | |
| 死亡一時金 | 定額払 | 36カ月以上180カ月未満 | 120,000円 | | | | |
| | | 180カ月以上240カ月未満 | 145,000円 | | | | |
| | | 240カ月以上300カ月未満 | 170,000円 | | | | |
| | | 300カ月以上360カ月未満 | 220,000円 | | | | |
| | | 360カ月以上420カ月未満 | 270,000円 | | | | |
| | | 420カ月以上 | 320,000円 | | | | |

推移

平成27年度版

20150401：A5-01-73

# 老齢基礎年金

老齢
年金
お手続
イド
手続きに必
加入期間や保険料
年金の受
法、年金額の増額
何歳
年金
年金
請求書類のご
類をご理解いただくとともに、本日お持ちでは
ご準備いただきます。
必要書類リス
請求書類のご提
のご確認
ての重要事項について
ご確認いただきます。
重要事項説明書
青
平成27年度版
老齢基礎年金 | 1